

～改正高年齢者雇用安定法（70歳までの就業確保努力義務）を踏まえて～
有期雇用労働者の無期転換ルールと雇止めについて

令和3年

12月14日(火)

セミナー 13:30~15:30

個別相談 15:40~16:30

会場 (一社)名古屋南労働基準協会 2階教室



講師

社会保険労務士

曾我部 毅彦 氏

パート・アルバイト・高齢者等会社と有期労働契約を結んでいる労働者に関し、通算で5年を超えて、その有期労働契約が繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、通常の正社員と同様に無期労働契約に転換するというルールが労働契約法第18条です。

この知識が曖昧だと、契約期間満了で雇用は終了済と考えている会社と、契約は継続していると考えた労働者との間でトラブルになる可能性があります。

本セミナーでは、改正された70歳までの就業確保努力義務も含めて、このルールを解説するとともに、関連する助成金の案内も行います。

主催 一般社団法人名古屋南労働基準協会 〒455-0014 名古屋市港区港楽 1-2-2
 TEL 052-651-9246 FAX 052-651-1411

受講料 会員無料 非会員 ~~2,200円~~ ⇒ 今年度限り無料

対象者 事業主の方、人事・労務経験のある方など（セミナー内容は中級者程度）

申込み 下記申込書にご記入の上FAXでお申込み下さい。受付確認後FAXにて返送いたします。

その他 駐車場は用意しておりませんので、公共交通機関でお越しください。
 （地下鉄「港区役所」1番出口より東進徒歩5分）

※新型コロナウイルス感染症予防のためマスクの着用をお願いします。また、入室前の検温、手洗い消毒にご協力ください。発熱など風邪症状のある方は受講をお控えください。

エキスパートをつくろう労働トラブル防止セミナー 申込書（兼受講票）

※記入不要

受講日	令和3年12月14日(火)		
フリガナ		役職	
氏名		役職	
フリガナ		役職	
氏名		役職	

※受付日	
※受付番号	
※受付印	

個別相談（4組・先着順）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
--------------	-------------------------------	--------------------------------

勤務先（個人申込みの方はご連絡先を記入）

事業場名	(規模)	人	担当者	
所在地	〒		TEL	
			FAX	
備考				

●この受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し受講者の同意なく目的外に利用することはありません。

一般社団法人名古屋南労働基準協会 会長 殿